

貴金属製品品位証明手数料

品位証明手数料は、貴金属製品の区分及び依頼個数並びに品目に応じ、次の表により算出した金額とします。

(単位：円)

区分		依頼個数	品目	指輪、ネックレス、ネクタイ止め、カフス釦、バッチ、ブローチ、イヤリング、メダル、大判、小判、時計側、その他1個（コンビ製品は2個）の部品で作られているもの	盃、バックル、眼鏡枠、鎖、猪口、その他2個（コンビ製品は3個又は4個）の部品で作られているもの	茶釜、茶瓶、トロフィ、盾、その他3個以上（コンビ製品は5個以上）の部品で作られているもの
白金製品		1~7		2,401	4,354	6,363
		8~30		343×依頼個数	622×依頼個数	909×依頼個数
		31~60		10,290+309×(依頼個数-30)	18,660+560×(依頼個数-30)	27,270+818×(依頼個数-30)
		61~		19,560+274×(依頼個数-60)	35,460+498×(依頼個数-60)	51,810+727×(依頼個数-60)
金製品		1~7		1,491	2,268	3,409
		8~30		213×依頼個数	324×依頼個数	487×依頼個数
		31~60		6,390+191×(依頼個数-30)	9,720+291×(依頼個数-30)	14,610+438×(依頼個数-30)
		61~		12,120+169×(依頼個数-60)	18,450+258×(依頼個数-60)	27,750+388×(依頼個数-60)
銀製品		1~7		777	1,568	2,268
		8~200		111×依頼個数	224×依頼個数	324×依頼個数
		201~400		22,200+99×(依頼個数-200)	44,800+201×(依頼個数-200)	64,800+291×(依頼個数-200)
		401~		42,000+87×(依頼個数-400)	85,000+178×(依頼個数-400)	123,000+258×(依頼個数-400)
J18 ^K 製品 (白金及び金を接合した製品をいう。)		1~7		3,304	5,607	8,239
		8~30		472×依頼個数	801×依頼個数	1,177×依頼個数
		31~60		14,160+424×(依頼個数-30)	24,030+720×(依頼個数-30)	35,310+1,059×(依頼個数-30)
		61~		26,880+376×(依頼個数-60)	45,630+640×(依頼個数-60)	67,080+940×(依頼個数-60)
特別作業手数料			作業分数単価に当該作業に要する分数を乗じて算定した額			

- 備考 1. 上記手数料には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税に相当する金額を含みます。
2. 種類又は品位を異にする貴金属を接合した貴金属製品（コンビ製品を除く。）の場合は、種類又は品位を異にする部分ごとに、それぞれ上記の区分による製品を1個とみなします。
3. 品位試験の結果、不合格となった貴金属製品を返還する場合の手数料は、上表の製品区分により算出した手数料に100分の80を乗じて得た額及び特別作業手数料の合計額（1円未満の端数は切り捨て）とします。